

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年12月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年12月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年12月4日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー喜入店

鹿児島市喜入町6075番4号

2 変更事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内北側 32立方メートル

イ 変更後 建物内北側 17立方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前9時から午後8時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和3年7月31日

(2) 2の(2) 令和2年12月1日

4 届出年月日

令和2年11月30日